

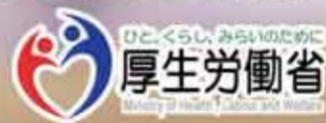
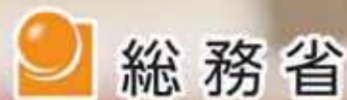
知っていますか？

マイナンバーカードが

健康保険証として  
利用できるようになります！

2021年3月から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表しています。



医療機関や薬局の受付で  
マイナンバーカードを  
顔認証付きカードリーダーに  
置くだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



こんなことができるようになります！

就職・転職・引越をしても  
健康保険証として  
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
今までに使った正確な薬の  
情報が医師等と共有できる！



限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額以上の  
支払が免除される！



など！

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。  
また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。  
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

利用申込受付中！

詳細や申込は  
特設ページを  
ご確認ください！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分